

船舶インシデント調査報告書

令和3年4月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和元年12月25日 15時30分ごろ
発生場所	千葉県千葉港葛南区市川水路 浦安沖灯標から真方位040°4.3海里付近 （概位 北緯35°40.0 東経139°57.1 ）
インシデントの概要	ケミカルタンカー法竜丸は、航行中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和元年12月26日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ケミカルタンカー 法竜丸、499トン 141153、甲子汽船有限公司、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（所有者）、明和海運株式会社（運航者）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ高潮期
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、トルエン及びキシレンを揚げ荷役の目的で、千葉港葛南区に向け、千葉港千葉2区を発した。</p> <p>市川水路においては、市川市高谷新町南方沖の分岐に市川B及びその南方の市川水路西端に市川Aと称する黄色灯浮標が以前から設置されており、本インシデント当時、同町西方沖の浚渫工事に伴い、可航区域の東側を示す仮設黄色灯浮標（以下「浚渫工事仮設灯浮標」という。）が設置されていた。</p> <p>船長は、市川水路を北西進中、事前にFAXで浚渫工事に関する情報を受信していたものの、画像等がつぶれており、ポータラジオに通航方法を確認し、仮設黄色灯浮標を右舷に見て航行するよう言われたが、市川Aが浚渫工事仮設灯浮標と一連に見えたので、市川Aを右舷側に見て航行したところ、本船が市川A南方の浅所に座洲した。船長は、GPSプロッター等を起動していたものの、主に目視によって航行していた。</p> <p>本船の喫水は、船首3.60m、船尾4.20mであった。</p>
分析	<p>本船は、市川水路を北西進中、船長が、市川Aを浚渫工事仮設灯浮標と思い、市川Aを右舷側に見て航行したことから、浅所に座洲したものと考えられる。</p> <p>船長は、市川A、市川B及び浚渫工事仮設灯浮標の灯質が全く同じで頭標及び標体も相似していたことから、市川Aを浚渫工事仮設灯浮</p>

	標と思ったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が市川水路において北西進中、船長が、市川Aを浚渫工事仮設灯浮標と思い、市川Aを右舷側に見て航行したため、浅所に座洲したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、GPSプロッター等で船位を確認すること。 ・船長は、作業区域付近を航行する際は、航行警報及び水路通報等の周知資料等を十分に確認すること。 ・海上工事施工者は、工事用の仮設灯浮標を設置する際、周囲の灯浮標と誤認するおそれがないよう、留意すること。